

一般職の職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第109号

一般職の職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給料の調整額に関する条例（昭和32年岩手県条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表 適用区分表（第2条関係）			別表 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
[略]			[略]		
特別支援 学校	(1) 教育に直接従事することを本務とする校長、副校長、教頭、指導教諭、教諭、助教諭、講師及び実習助手	<u>1.25</u>	特別支援 学校	(1) 教育に直接従事することを本務とする校長、副校長、教頭、指導教諭、教諭、助教諭、講師及び実習助手	<u>1</u>
	(2) 養護教諭、栄養教諭、養護助教諭及び寄宿舎指導員			(2) 養護教諭、栄養教諭、養護助教諭及び寄宿舎指導員	
	(3) <u>校長、副校長、教頭、指導教諭、教諭、助教諭、講師及び実習助手（(1)に掲げる者を除く。）</u>	<u>1</u>			
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。